

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第二項の規定により、学芸員補の職に相当する職等の指定（平成八年文部省告示第百五十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十年六月十一日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

題名中「職に相当する職等」を「職と同等以上の職」に改める。

第一号中「以下」の下に「単に」を加える。

第七号中「ものに相当する職」を「職と同等以上」に改め、同号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職

第四号を削り、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人並びに独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人

国立美術館において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する
職員の職

四 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。）において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職

附 則

この告示は、社会教育法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十一号）の施行の日（平成二十年六月十一日）から実施する。